

政令第 号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の

一部の施行期日を定める政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年六月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年八月一日とする。

理由

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。